延岡市森林経営管理支援システム導入業務委託仕様書

１．業務名

　　延岡市森林経営管理支援システム導入業務委託

２．業務目的

本業務は、森林情報基盤データの整備及び森林の経営管理に対する各種機能を備えた「森林経営管理支援システム」を導入することで、森林整備の促進及び森林の適正な経営管理の推進並びに業務の効率化を図り、もって市内の林業の持続的発展に資することを目的とする。

３．業務の範囲

　　延岡市内民有林　約６４，０３８ha

４.　履行期間

　　令和５年２月１日から令和１０年１月３１日まで

※システム整備・導入・保守等を５年間委託するため、地方自治法第２３４条の３の規定に　基づき地方自治法施行令第１６７条の１７及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第２条第２項、第４項により長期継続契約

５．納入期限

　　本業務で納入するシステムの納入期限は、令和５年１月３１日までとする。

６．業務内容

　　本業務により構築するシステム及びソフトウェア及び搭載するデータを総称して「森林経営管理支援システム」（以下「システム」という。）という。

また、同時接続システムライセンス数については最低７ライセンスとし、ライセンス数を追加する際に追加料金が発生する場合は、別途協議するものとする。

なお、搭載するデータは、各種解析データ、発注者が貸与する資料から整備したデータ一式で内容は下記の⑴から⑺のとおりとし、本システムの稼働要件は下記システム稼働要件のとおりとする。

　⑴初期データ整備

　⑵タブレット版データ搭載

　⑶システム開発・導入

　⑷データ検証

　⑸システム保守

　⑹データ差替え

　⑺計画・打合せ

システム稼働要件

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 概要 |
| 延岡市既存クライアント | OS ：Windows7/8/10　メモリ：8GBプロセッサ：Intel(R)Core(TM)i3CPU:@2.00GHz2.00GHZストレージ：HDD500GB本庁既存サーバー容量：100㎇以内 |

※OSやブラウザのバージョンアップ対応を行うこととする。

※外部からの攻撃や侵入を防ぐため、ウイルス対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を講じることとする。

７．業務の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴初期データ整備 | ①　受注者は以下のデータ整備を行うこと。ア　森林計画図・森林簿・地籍データ・背景データ（航空写真、数値地図等）・森林経営計画等・路網・標高データ・等高線・微地形図・段彩図・境界明確化データ・衛星画像・保安林・自然公園・市有林・国有林・解析森林現況イ　施業履歴・作成したゾーニング・経営シミュレーション結果・伐採計画・計画路網・意向調査結果・集積計画・配分計画・伐採届・森林土地所有者届出・納税義務者情報 |
| ⑵タブレット版データ搭載 | ①　タブレット端末を用いて森林情報が開示できるようデータを作成し搭載すること。 |
| ⑶システム開発・導入 | ①　導入するシステムは、他自治体等での導入・運用実績を有し、林野庁補助事業で策定された「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」の推奨仕様以上によるもののほか、以下の機能を含むものとする。ア　GIS機能を有し、森林情報及び林務に係る情報の検索・登録・編集・出力・削除・印刷が可能なことイ　関連ファイルとして画像、文書、動画などが登録・削除・検索可能なことウ　森林経営管理法に係る業務（意向調査、集積計画、配分計画）を支援する機能を有していることエ　作業道開設支援（路網設計、架線設計）を有していることオ　その他森林の経営管理を推進する上で必要な機能（提案によるもの）②　導入するシステムのネットワークは、庁内サーバーを利用するものとし、データは本市の庁内サーバーに格納すること。その際、サーバー・サービスの導入費については別途見積書に記載すること。ただし、本庁既存サーバーを利用するため機器のハード費用は含まない。また、セキュリティを十分確保し、システムのログインは、IDとパスワードの入力により行うものとする。③　全ての機能について発注者が業務遂行時にストレスを感じない応答性能を有するものとする。④　帳票出力機能の詳細は、実施計画段階で発注者と協議し、承認を得るものとする。⑤　システムの稼働前に、運用試験を行い発注者の承認を得ることとする。また、運用試験において、発注者に指示された事項は、発注者と十分な協議を行い、改善に努めるものとする。⑥　受注者は、発注者が指定する端末にてシステムが正常に稼働するよう現地確認を行い、正常に稼働するまで責任をもって調整するものとする。⑦　障害発生時にデータが復旧できるようにするため、発注者と協議し、定期的なバックアップを行うこととする |
| ⑷データ検証 | ①　導入したデータや処理が正しいか確認を行うこと。 |
| ⑸システム保守 | ①　受注者は、本システム導入後、委託期間中におけるシステム機能の追加及びバージョンアップについて適切に対応し、発注者に無償で提供するものとする。ただし、データ整備等に係る費用が発生する場合は、別途発注者と協議するものとする。②　委託期間中における本システムの保守作業にかかる費用は本業務の委託料に含まれるものとする。 |
| ⑹データ差替え | ①　受注者は本システム導入後、下記のデータの整備・更新を行うこと。森林簿（5回/5年間）・森林計画図（1回）・地番図（5回/5年間）・登記簿（5回/5年間）・航空写真（5回/5年間）・衛星画像（5回/5年間）・森林現況（地番林相）（5回/5年間）・納税義務者情報（5回/5年間）②　データ差替え時にエラーが発生した場合は突合処理を行うこと。費用については本業務の委託料に含まれるものとする。 |
| ⑺計画・打合せ | ①　受注者は、本業務着手前に発注者と十分打合せを行い、業務が円滑に進むよう配慮するものとする。 |

８．システム構築附帯作業

⑴　受注者は、システムの試験運用が終了次第、発注者が指定する職員に対し、１回以上の操作研修を行うこととする。操作研修に係る費用は本業務の委託費に含まれるものとする。

⑵　受注者は、システムの操作マニュアルを作成するものとする。マニュアルの体裁及び必要部数は発注者と協議により決定するものとする。

９．準拠法令等

　　本業務は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等に準拠して行う物とする。

　⑴森林法

　⑵森林経営管理法

　⑶個人情報の保護に関する法令

　⑷延岡市個人情報保護条例

　⑸延岡市財務規則

　⑹森林クラウドシステムに係る標準仕様書（森林クラウドシステム標準化検討委員会）

　⑺森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン（森林クラウドシステム標準化検討委員会標準仕様検討ワーキンググループ）

　⑻その他の関係法令及び通達

１０．貸与資料

　　本業務に係る貸与資料は以下の通りとし、借用した資料は、業務終了後速やかに返却するものとする。

　⑴森林簿

　⑵森林計画図

　⑶林地台帳及び林地台帳地図データ

　⑷地籍データ

　⑸地番現況図データ

　⑹森林の土地所有者変更届出

　⑺森林経営計画認定状況

　⑻森林の境界等に関する事業の実施状況

　⑼公益的機能別施業森林等

　⑽その他、作業に必要な資料

２　貸与資料は、亡失、汚損・破損のないよう取扱いには十分注意するものとし、受注者は借用の際、借用書を発注者に提出することとする。

 ３　資料収集方法については、個人情報等を含む資料が多く含まれるため、情報の漏洩を防止するために、発注者と十分協議のうえ、最も確実な方法で実施するものとする。

１１．成果品の帰属

　　本業務で導入するシステム及びシステム構築のため得た成果品の所有権については、発注者に帰属するものとする。

　２　受注者は、成果品が著作権法第２条第１項に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に無償で譲渡する。

　　　ただし、ソフトウェアの著作権は、所有権移転後も受注者に帰属するものとする。

　３　所有権が発注者に移転した後の保守に関する事項については、発注者及び受注者間で別途協議の上定めるものとする。

１２．損害賠償

　　受注者は、業務遂行中に生じた事故、災害に対して一切の責任を負い、発生原因・経過・被害内容の状況を報告し、発注者の指示に従うものとする。

１３．秘密情報の遵守

　⑴　秘密情報の定義

　　　秘密情報とは、次にあげる事項を指すものとする。

　　①　延岡市個人情報保護条例（平成27年条例第36号。以下「条例」という。）第２条第１号の規定に基づく個人情報

　　②　条例第２条第６号の規定に基づく特定個人情報

　　③　発注者が受注者と情報共有を図るにあたり、あらかじめ指定した事項

　　④　その他発注者と受注者で協議し、秘密情報にすべきとして定めた事項

　⑵遵守事項

　　　受注者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報に関し、次にあげる事項を遵守し適正に取り扱うこと。

　　①　目的以外利用及び外部提供の禁止

　　　　受注者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の遂行においてのみ使用できるものとする。秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしに、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。

ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程の目的に必要と考えられる受注者の管理者、その他責任ある社員に対して、これらの秘密情報を公開するにあたってはその限りでない。その場合においては、秘密情報の保持、利用に関して受注者がすべての責任を負うものとする。

　　②　複写及び複製の禁止

　　　　受注者は、秘密情報が記載された資料（以下「秘密資料」という。）を発注者の文書による承諾なしに、複写及び複製してはならない。

　　③　秘密情報の保持

　　　　受注者は、秘密情報を厳重に保持するために必要な体制を整えること。

　　　　また、大規模な地質、津波、風水害などの災害を想定して必要な予防措置を自ら講じること。

　　④　事故報告義務等

　　　　受注者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報について、漏洩、噴出、改ざん等の事故が発生した時は、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

１４．疑義等

　　本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、その都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。

１５．委託料の支払い

　　本業務に係る料金は、委託料とし、契約金額を均等割り（60ヶ月）したうえで、各年度において支払いを行うものとし、各年度における支払回数等は、受注者と協議のうえ決定するものとする。

事業費上限額：１９，９９８千円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当を含む）

　　令和５年２月１日から令和５年３月３１日　　　　　　６６６，６００円

　　令和５年４月１日から令和６年３月３１日　　　　３，９９９，６００円

　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日　　　　３，９９９，６００円

　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日　　　　３，９９９，６００円

　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日　　　　３，９９９，６００円

　　令和９年４月１日から令和１０年１月３１日　　　３，３３３，０００円

１６．成果品

⑴森林経営管理支援システム　一式

⑵業務報告書　一式

⑶操作マニュアル　一式

⑷その他提案者の提案によるもの　一式

１７．納入・設置場所

　　延岡市農林水産部林務課内

１８．その他

本業務において疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、解決を図るものとする。